

## 豊橋市民病院デジタルサイネージ等設置・運営業務仕様書

### 1 業務名

豊橋市民病院デジタルサイネージ等設置・運営業務

### 2 概要

豊橋市民病院（以下「当院」という。）にデジタルサイネージ等を設置し、当院の利用者に対し、当院に関する情報及び診療待ち時間の負担軽減に資する各種情報（以下「情報コンテンツ」という。）並びに民間企業等から募集した広告（以下「民間企業等の広告」という。）を配信するもの。

### 3 設置期間

令和8年8月2日から令和13年7月26日まで。

### 4 設置場所

(1) デジタルサイネージ等は以下の場所に設置する。

ア 診療棟1階アトリウムエスカレーター横 1か所

イ 診療棟1階自動精算機付近 1か所

ウ 診療棟1階7番窓口横 1か所

エ 診療棟1階ATMコーナー入口付近 1か所

(2) 設置場所は、別紙「設置予定場所図面」の記載場所を予定しているが、現場確認を行い、当院と調整した上で設置場所を決定するものとする。なお、留意事項は以下のとおりである。

ア 設置日は2週間以上前に当院に届出ることとし、事前に承諾を得ること。また、作業にあたっては当院利用者の安全に十分に配慮すること。

イ 別紙「設置予定場所図面」にデジタルサイネージ等の機器の配置を示す。配線ルート及び配線方法については当院と調整した上で決定すること。

### 5 業務内容

(1) デジタルサイネージ等の機器の設置及び撤去

ア 本業務に必要な機器の設置を行う。機器設置に伴う工事は、工事内容を事前に提示し、当院の承諾を得た上で実施すること。

イ 契約期間終了時における機器の撤去及び原状回復に必要な工事を行う。

ウ 機器の規格その他詳細は「6 機器の規格等」に従うこと。

(2) デジタルサイネージ等の運用

ア 情報コンテンツ及び民間企業等の広告を配信する。

イ 情報コンテンツ及び民間企業等の広告の内容及び配信時間は「7 配信するコンテンツ」に従うこと。

(3) デジタルサイネージ等の機器保守

ア 機器の故障や情報コンテンツ及び民間企業等の広告に障害が生じ、遠隔からの復旧が難しい場合、速やかに人員を派遣して状況の把握や復旧に向けた対応を行うこと。

イ 機器故障等の緊急窓口として 365 日 24 時間受付の窓口を有すること。

6 機器の規格等

(1) 診療棟 1 階アトリウムエスカレーター横 (3 台)

ア フレーム全体の大きさは縦 2,100mm×横 3,400mm×奥行 700mm 程度とし、院内案内図を 1 台、タッチパネル式ディスプレイを 2 台設置すること。また、フレームの角が鋭利にならないように加工を施すこと。

イ 院内案内図は、インクジェットフィルムで作成し、透明アクリル板で保護した上で、本体内に設置した LED 等を光源とする電照により明るく表示すること。内容に変更があった場合は、速やかに修正対応をすること。

ウ ディ스플레이の画面サイズは 55 型以上とし、解像度がフルハイビジョン (1920×1080) 以上にすること。

エ 2 台のディスプレイのうち、1 台では情報コンテンツ及び民間企業等の広告を配信するものとし、もう 1 台では当院の地域連携登録医の情報を表示するものとし、情報更新等の保守、メンテナンスを当院が行わないで済む運用方法を構築すること。

(2) 診療棟 1 階自動精算機付近 (1 台)

ア ディ스플레이の画面サイズは 55 型以上とし、解像度がフルハイビジョン (1920×1080) 以上にすること。

イ 情報コンテンツ及び民間企業等の広告を配信するものとする。

(3) 診療棟 1 階 7 番窓口横 (2 台)

ア フレーム全体の大きさは縦 2,100mm×横 1,800mm×奥行 450mm 程度とし、ディスプレイを 2 台設置すること。また、フレームの角が鋭利にならないように加工を施すこと。

イ ディ스플레이の画面サイズは 55 型以上とし、解像度がフルハイビジョン (1920×1080) 以上にすること。

ウ 当院の提示する管理者及び医師の一覧を表示するものとする。

(4) 診療棟 1 階 ATM コーナー入口付近 (3 台)

ア フレーム全体の大きさは縦 2,100mm×横 2,800mm×奥行 150mm 程度とし、ディスプレイを 3 台設置すること。また、フレームの角が鋭利にならないように加工を施すこと。

イ ディスプレイの画面サイズは 55 型以上とし、解像度がフルハイビジョン (1920×1080) 以上にすること。

ウ 当院の提示する施設基準等の病院情報を表示するものとする。

(5) その他

ア 機器の稼働に必要な電源は、当院の設備担当者と事前協議の上、当院の許可を得て設置事業者が費用を負担して設置すること。

イ 広告データを配信する際は、当院のネットワーク回線を使用しないこと。必要なネットワーク回線の引き込みは、配信方法等について事前協議の上、当院の許可を得て設置事業者が費用を負担して行うこと。

ウ 機器の電源入・切は、タイマー等による自動制御又は一括集中管理による外部操作ができること。

エ 設置方法は、当院と調整した上で決定するものとし、地震等の際に転倒・落下することがないように十分な対策を講じること。

オ 設置及び撤去作業は当院利用者の安全に十分配慮して行うこと。

カ 機器や表示装置は、設置場所の景観に配慮したもの（色が派手でない、厚すぎない、柱からはみ出さない等）であること。

7 配信するコンテンツ

(1) 民間企業等の広告は、当院に関する情報と区別するために広告である旨を明示し、必要に応じて広告内容に関する責任の帰属に関すること、その他必要事項を注記すること。

(2) 情報コンテンツ及び民間企業等の広告は、「豊橋市民病院広告掲載基準」を遵守した内容とし、全て事前に当院の承認を得ること。

(3) 情報コンテンツ及び民間企業等の広告が一定時間で自動的に切り替わること。

(4) 音声を生じさせないこと。（緊急地震速報などの災害に関する情報を除く。）

(5) 配信時間は、平日 8 時 00 分から 17 時 00 分まで（土日祝及び 12 月 29 日～1 月 3 日を除いた日）とする。ただし、外来の利用状況等を勘案し、当院と協議の上で配信時間を変更できるものとする。

8 費用負担

デジタルサイネージ等設置及び運営に関する一切の経費を設置事業者が負担するものとする。

(1) デジタルサイネージ等設置及び運営に関する経費

ア デジタルサイネージ等機器代（付属品、取付器具、転倒防止品等を含む）

イ 電源工事、ネットワーク配線等工事費用

ウ 機器の設置及び撤去費用

エ 機器設置に伴う既存設備の移設等費用、機器撤去時の原状回復費用

オ 修理、保守・メンテナンス費用

カ 広告募集に関する費用

キ コンテンツの作成・更新、広告の配信に関する費用

ク その他費用

(2) 行政財産目的外使用料

行政財産目的外使用料は、年毎に年額を一括前納することとし、当院が発行する請求書に基づき支払うものとする。

なお、初年度及び最終年度における行政財産目的外使用料の算定は、月割計算によるものとする。

(3) 電気使用料

院内の電源を使用する場合は、機器の仕様により当院が算定した使用料を設置事業者が負担することとし、当院が発行する請求書に基づき支払うものとする。

9 その他

(1) 業務の実施にあたり当院から提供された情報は、注意義務をもって管理及び使用し、不要となった場合は適切に破棄すること。

(2) 業務期間中に知り得た当院に関する情報（当院が提供した情報を含む。）は、一般に公開する情報を除き、第三者に提供又は業務の実施以外の目的に利用しないこと。

(3) 設置事業者が自らの都合により業務を継続できなくなった場合は、当院の業務に支障とならないように双方の協議の上、契約を解除することができる。

(4) 当院は、事前提示又は配信中の広告主もしくは広告内容が合理的理由で不適切と認める場合は、広告の配信を中止することができるものとする。なお、この場合に当院は、広告主又は設置事業者に対し、一切の賠償の責を負わない。

(5) 広告内容等に関する責任は広告主及び設置事業者が負うものとし、当院が損害を被った場合は、その損害を補償すること。また、広告の配信に関する苦情等の対応は全て設置事業者が行うこと。

(6) 契約上の詳細、明記なき事項については、双方協議して定めるものとする。

設置予定場所図面

豊橋市民病院 診療棟 1階

